

## ○紀の川市空家流通促進奨励金交付要綱

令和4年3月28日  
告示第43号

### (趣旨)

第1条 この告示は、空家バンクを活用した空家の流通促進を図るため、空家バンクに登録されている空家へのインスペクションを実施した者に対し、予算の範囲内において紀の川市空家流通促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家バンク 紀の川市空家バンク実施要綱（令和3年3月23日制定）に基づき、本市が運営する空家バンクをいう。
- (2) 空家 空家バンクに登録された空家をいう。
- (3) インスペクション 国土交通省が定める講習（既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）による講習をいう。）を修了した建築士（以下「既存住宅状況調査技術者」という。）が、建物の基礎、外壁その他の建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化又は不具合の状況を把握するための調査をいう。
- (4) 所有者等 空家に係る所有権又は売却を行うことができる権利を有する者をいう。

### (交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、空家の所有者等であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 紀の川市税を滞納していないこと。
- (2) 所有者を含む世帯員が、いずれも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### (奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、インスペクションを実施した業者に支払った費用とし、空家1棟につき30,000円以内とする。ただし、奨励金の交付は、1棟につき1回限りとする。

### (交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、紀の川市空家流通促進奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 紀の川市税の滞納がないことを証する書類
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) インスペクション結果報告書
- (4) 領収書等の支払が確認できる書類の写し
- (5) 第3号に規定するインスペクションを実施した既存住宅状況調査技術者の講習修了証明書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請ができる期間は、インスペクションの実施が完了した日の属する年度の3月31日までとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、申請者から提出のあった前条第1項の申請書を受理したときは、書類の審査及び必要な調査を行い、その結果を紀の川市空家流通促進奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 前条に定める交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに紀の川市空家流通促進奨励金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 3親等以内の親族へ売却したとき。
- (2) インスペクションの実施完了後、1年以内に所有者の都合により空家バンクの登録を抹消したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

（奨励金の返還）

第9条 市長は、奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、紀の川市空家流通促進奨励金返還命令書（様式第5号）により、奨励金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。